

広島県告示第五百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、府中市上下町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があった日とする旨、府中市長から届出があった。

平成十九年五月十七日

広島県知事 藤田雄山

深江	字	山						深江	字	耕	上					
	三須磨		折坂	岸		下谷	横山		平迫			岸	宮沖	地		
		林	部	五一九、五二八	乙三三九、三四〇、三四一の二、三六二の一、三六二の二、三六三	三〇七の二	一〇九、一一〇の一、一一一	の二、七七の二	三四、三五、七五の二、七五の三、七六	一の二、五の二、六の一、六の九	甲四〇六、乙四〇六	二九三の一	二七七の二、二七七の六、二七八の四	地	部	欄
四九の二、四九の四、四九の五、四九の六、五〇の二、五一の一〇、五一の一二、五一の二三、五一の一四、六四の二				五一九、五二八	乙三三九、三四〇、三四一の二、三六二の一、三六二の二、三六三	三〇七の二	一〇九、一一〇の一、一一一	の二、七七の二	三四、三五、七五の二、七五の三、七六	一の二、五の二、六の一、六の九	甲四〇六、乙四〇六	二九三の一	二七七の二、二七七の六、二七八の四	地		
深江	字	山林	深江					深江	字	山林	下					
三ツ岩	字		洞ヶ谷	松山	大久保	三須磨	三ツ岩		行実			下谷	耕	欄		
		部						部	字	部	部					
			洞ヶ谷	松山	大久保	三須磨	三ツ岩		行実			下谷	耕	部		

深江					字	山 林 部
平迫	大久保		三須磨	三ツ岩	字	
二六一の二、二六四の一、二六五の一、 二六六の二、二六七の六、二六七の七、 二六八の六、二六八の七、二七〇の四	九五の一、九五の三		七〇の八、七一の二、七五の二	六二の三	三の四	地 番
深江					字	耕 地 部
宮沖	岸	下谷	横山		字	

右の表の上欄には、これらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部を含む。